

平成十六年六月二十九日受領
答弁第一四三三号

内閣衆質一五九第一四三号

平成十六年六月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野洋平 殿

衆議院議員長妻昭君提出年金等に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員長妻昭君提出年金等に関する再質問に対する答弁書

一の1について

先の答弁書（平成十六年六月四日内閣衆質一五九第一一三号。以下「前回答弁書」という。）一の1について述べたとおり、平成十四年度末における、年金資金運用基金が運用を行う厚生年金保険及び国民年金に係る積立金（以下「年金積立金」という。）並びに年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律（平成十二年法律第二十号）第五条に規定する資金確保業務及び基盤強化業務に係る資金（以下「年金積立金等」という。）の市場運用部分に占める国内株式及び外国株式（以下「株式」という。）の割合は約三十八パーセントであり、国家公務員共済年金に係る積立金（以下「共済積立金」という。）の市場運用部分に占める株式の割合は約十三パーセントである。

一の2について

前回答弁書一の2について述べたとおり、平成十四年度末における、年金積立金等の市場運用部分の資産は時価総額で約三十一・六兆円、株式の資産は時価総額で約十一・八兆円であり、共済積立金の市場運用部分の資産は時価総額で約四・四兆円、株式の資産は時価総額で約〇・六兆円である。

一の3について

前回答弁書一の3について述べたとおり、年金積立金の運用と共済積立金の運用とを比較する場合、共に財政融資資金への預託金を含む積立金全体を前提に資産構成割合を決定していることから、積立金全体で比較することが適当であると考えており、積立金全体で見た場合、平成十四年度末における、年金積立金全体に占める株式の割合は約七・三パーセントであり、共済積立金全体に占める株式の割合は約六・五パーセントであることから、積立金全体に占める株式の割合に大きな差はないものと考えている。

なお、年金積立金の財政融資資金への預託状況については、平成十二年度以前は、資金運用部資金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十九号）第一条の規定による改正前の資金運用部資金法（昭和二十六年法律第百号）第二条第二項の規定に基づき、その全額を資金運用部（現在の財政融資資金）に預託する義務が課せられており、現在は、毎年度財政融資資金から預託金が償還されているところであるが、平成十四年度末においても、年金積立金約百四十七・六兆円のうち約七十六パーセントに当たる約百十二・三兆円が財政融資資金に預託されているところである。

一方、共済積立金については、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第三十五条の

二第二項の規定に基づき、その一部を財政融資資金に預託する義務が課せられており、平成十四年度末において、共済積立金約八・七兆円のうち約四十九パーセントに当たる約四・三兆円が財政融資資金に預託されているところである。

また、運用対象資産については、年金積立金の運用対象資産は、国内債券、国内株式、外国債券、外国株式及び短期資産である一方、共済積立金の運用対象資産は、国内債券、国内株式、外国債券、外国株式、短期資産、不動産及び貸付金である。

このように、積立金に占める預託金の割合が異なること、運用対象資産が異なること等から、お尋ねのように年金積立金の市場運用部分と共済積立金の市場運用部分とを単純に比較し、年金積立金の運用が共済積立金の運用よりもリスクが高いと評価することは適当ではないと考えており、今後とも、安全かつ効率的な運用に努めてまいりたい。

なお、年金積立金の運用の理念については、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第七十九条の二及び国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第七十五条の規定により、専ら被保険者の利益のために、安全かつ効率的に行うこととされており、同様に共済積立金の運用の理念についても、国家公

務員共済組合法第十九条の規定により、安全かつ効率的に行わなければならないこととされている。

一の4の①及び②について

前回答弁書一の4の①及び②について述べたとおり、現在の年金資金運用基金の投資専門委員の氏名及び経歴については、別表第一のとおりである。

一の4の③について

前回答弁書一の4の③について述べたとおり、投資専門委員の役割は、年金資金運用基金法（平成十二年法律第十九号）第二十四条第一項に規定する年金資金の管理及び運用を行う業務（以下「管理運用業務」という。）に関する専門の事項について調査し、及び管理運用業務の運営に関する重要事項に参画することである。

一の4の④及び⑤について

前回答弁書一の4の④及び⑤について述べたとおり、年金資金運用基金の給与規程等に基づき、投資専門委員の平成十六年度における年間給与及び任期が満了する時点における退職金を試算すると、別表第二のとおりである。

一の4の⑥、⑦及び⑨について

前回答弁書一の4の⑥、⑦及び⑨についてで述べたとおり、投資専門委員については、年金資金運用基金法第二十条第三項の規定により、経済又は金融に関して高い識見を有する者その他の学識経験を有する者のうちから理事長が適当と判断した者について、厚生労働大臣の認可を受けて任命することとなる。

国家公務員の退職者であることは、選任の要件としていない。

一の4の⑧について

前回答弁書一の4の⑧についてで述べたとおり、投資専門委員の給与及び退職金については、その全額について厚生年金保険料及び国民年金保険料（以下「年金保険料」という。）を充てている。

一の4の⑩について

前回答弁書一の4の⑩についてで述べたとおり、年金資金運用基金の理事長は、年金資金運用基金法第十五条第二項の規定に基づき、投資専門委員について、職務上の義務違反があるとき等には、解任することができるとされている。

具体的には、投資専門委員に課せられている、慎重かつ細心の注意を払い、全力を挙げて職務を遂行する義務や秘密保持義務に違反した場合等には、理事長は、投資専門委員を解任することが可能であるが、職務上の義務に違反するか否かは単に運用結果のみにより判断されるものではない。

一の5及び6の①について

前回答弁書一の5及び6の①について述べたとおり、株価の形成要因としては様々な要素が考えられること等から、年金積立金の株式運用分をすべて売却すること及び年金積立金を株式で運用することが株価にどのような影響を与えるかについてお答えすることは困難である。

一の6の②について

前回答弁書一の6の②について述べたとおり、年金積立金の運用は、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から、安全かつ効率的に行うこととされているところであり、お尋ねのような事実はない。

一の7について

前回答弁書一の7について述べたとおり、平成十四年度末における、年金積立金等の市場運用部分における株式の評価損は約三・五兆円、年金積立金等の市場運用部分に占める当該評価損の割合は約十一・

一パーセントであり、共済積立金の市場運用部分における株式の評価損は約〇・二兆円、共済積立金の市場運用部分に占める当該評価損の割合は約四・六パーセントであるが、一の3についてでお答えしたとおり、積立金に占める預託金の割合が異なること等から、年金積立金の市場運用部分と共済積立金の市場運用部分とを単純に比較することは適当ではないと考えている。なお、積立金全体で比較した場合、年金積立金全体に占める評価損の割合は約二・四パーセント、共済積立金全体に占める評価損の割合は約二・三パーセントであり、ほとんど差はないものと考えている。

二の1から3までについて

第一百五十九回国会に提出した国民年金法等の一部を改正する法律案（以下「法案」という。）は、同国会で成立を見たところであるが、前回答弁書二の1から3までについて述べたとおり、同法案の作成に当たつての試算では、将来推計人口の前提として国立社会保障・人口問題研究所が作成した「日本の将来推計人口（平成十四年一月推計）」（以下「将来推計人口」という。）における中位推計を標準として用いている。この将来推計人口は、平成十二年に実施した国勢調査に基づく人口を基準として、人口学的・統計学的手法により作成したものであるところ、その中位推計によると、合計特殊出生率は平成十二年

の一・三六から平成十九年にいったん一・三一まで低下し、その後、緩やかに上昇し、平成六十二年には一・三九となるものと見込まれている。

この合計特殊出生率は、ある時点における十五歳から四十九歳までの女性の年齢別の出生率を合計したものである。このため、平均的な出産年齢が上昇傾向にある時期においては、若いときに出産を終えたためにその時点では出産しない世代と将来に出産を先送りしている世代との出生率を単純に合計した数値となることから見かけ上の数値が低くなる。したがって、平均的な出産年齢の上昇傾向に歯止めがかかる時点以降は数値が上昇するものであり、このため、平成六十二年には一・三九となるものと見込まれている。

二の4について

前回答弁書二の4について述べたとおり、将来推計人口には、出生率の将来動向につき、全国の平均的な結婚行動及び出生行動の傾向に基づいて設定した中位推計のほかに、最も未婚率が高い東京都における傾向に基づいて設定した低位推計及び未婚率が低い水準にある十県における傾向の平均に基づいて設定した高位推計がある。

このように、将来推計人口においては、統計調査から得られた実績や過去からの変化の状況を基に、将

来の出生率を仮定しているものであり、その実現可能性を確率で示すことはできない。

二の5について

前回答弁書二の5について述べたとおり、合計特殊出生率が将来推計人口の中位推計における見通しとは異なった場合には、厚生年金保険法及び国民年金法の保険給付の給付水準に影響が生じ得る。

この点について法案附則第二条第一項は、当該給付等について、同項第一号に掲げる額と同項第二号に掲げる額とを合算して得た額の同項第三号に掲げる額に対する比率が百分の五十を上回るようになるような給付水準を将来にわたり確保するものとする規定し、その上で、同条第二項において、少なくとも五年ごとに行う国民年金事業及び厚生年金保険事業の財政の現況及び見通しの作成に当たり、次の財政の現況及び見通しが作成されるまでの間に当該比率が百分の五十を下回ることが見込まれる場合には、同条第一項の規定の趣旨にのっとり、調整期間の終了について検討を行い、その終了等の措置を講ずるものとする規定しており、同条第二項に規定する措置により当該比率について百分の五十を上回る水準を維持しつつ、同条第三項の規定により給付及び費用負担の在り方について検討を行い、所要の措置を講ずることとしている。

当該所要の措置は、同条第一項の規定の趣旨を踏まえつつ、その時点における経済社会の動向を総合的に勘案した上で講ずるものであり、現時点でその内容を特定しているものではなく、また、その内容については法改正を伴うものであることから、当該所要の措置の具体的内容について、現時点で政府としてお答えすることは困難である。

二の6について

前回答弁書二の6について述べたとおり、合計特殊出生率が将来推計人口の中位推計における見通しとは異なり、その結果法案附則第二条第二項に規定する措置が採られることとなった場合には、同条第三項の規定により、政府は給付及び費用負担の在り方について検討を行い、所要の措置を講ずることとなっている。

三の1について

前回答弁書三の1について述べたとおり、国が設置した厚生年金保険及び国民年金の福祉施設（以下「年金の福祉施設」という。）の平成十四年度までの建設費の合計額は一兆四千二百二十三億円であり、財源別の内訳は、厚生年金保険料が一兆千七百四十九億円、国民年金保険料が二千三百七十四億円である。

三の2について

前回答弁書三の2について述べたとおり、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会は、福祉施設の整備に必要な資金を国家公務員共済年金の積立金等から借り入れることができるとされており、こうした仕組みで施設整備を行うこととして以来、借入金の元利払いにつき減免を受けたことはない。平成十年度に国家公務員共済組合連合会の宿泊経理において元本返済予定額の繰延べを行ったことがあるが、この繰延べ分は、その後各年の元本返済必要額に上乗せして分割返済している。金利については、これまで繰延べを行ったことはない。

三の3について

前回答弁書三の3について述べたとおり、他国において、年金の保険料を福祉施設の建設費に直接投入しているか否かについては、把握していない。

三の4について

前回答弁書三の4について述べたとおり、国家公務員共済の福祉施設の整備に必要な資金については、国家公務員共済年金の積立金等の運用の一環として、国家公務員共済組合法第十九条等の規定に基づき、

有利子で貸し付けられており、運用成績は黒字となっている。

一方、年金の福祉施設の事業については、年金積立金の運用として実施してきたものではなく、厚生年金保険法第七十九条及び国民年金法第七十四条に規定する被保険者等の福祉を増進するための施設の事業として実施しており、その費用については、厚生保険特別会計法（昭和十九年法律第十号）第六条及び国民年金特別会計法（昭和三十六年法律第六十三号）第六条に基づき、年金保険料を充てている。

三の5について

前回答弁書三の5について述べたとおり、国家公務員共済の福祉施設の整備に必要な資金については、国家公務員共済年金の積立金等の運用の一環として、国家公務員共済組合法第十九条等の規定に基づき、有利子で貸し付けられており、福祉施設の事業収入を基に元利返済が行われている。

一方、年金の福祉施設の事業については、厚生年金保険法第七十九条等に規定する被保険者等の福祉を増進するための施設としての事業であり年金積立金の運用の一環として行う事業ではないことから、年金の福祉施設の利益を年金の特別会計に繰り入れることは行っていない。

なお、年金の福祉施設については、それぞれの年金の福祉施設の経営委託契約に基づき、その運営を委

託された公益法人（以下「委託先法人」という。）が、年金の福祉施設の収入をもってその支出に充てることとし、毎会計年度の決算上生じた利益について、委託先法人が年金の福祉施設の経営のために設置した会計に繰越利益金等として処理することとしており、平成十四年度の決算上生じた利益の金額は、別表第三のとおりである。

また、経営委託契約が解除されたときは、年金の福祉施設の経営委託契約に基づき、委託先法人は運営を委託された年金の福祉施設の経営のために設置した会計の剰余の資産を社会保険庁に引き渡すこととしている。

三の6について

前回答弁書三の6について述べたとおり、国家公務員共済の医療施設及び宿泊施設の総数は、平成六年度末には百八十か所であったが、その後、六十七か所を廃止し、平成十五年度末には百十三か所となっている。年金の福祉施設の総数は、平成六年度末には二百三十九か所であったが、その後、三十四か所を新設、八か所を廃止したことにより、平成十五年度末には二百六十五か所となっている。

また、各施設の経営状況、被保険者等のニーズ等を踏まえ福祉施設の廃止を実施してきたものであるが、

国家公務員共済の福祉施設については、国家公務員等の福祉の向上に寄与することを目的に運営し、その福祉施設の整備は国家公務員共済年金の積立金等の安全かつ効率的な運用の一環としての貸付金により実施してきたのに対し、年金の福祉施設については、積立金の運用ではなく厚生年金保険法第七十九条等に規定する被保険者等の福祉を増進するための施設の事業として実施してきたものであり、基本的な考え方が異なっているものと考えている。

四の1について

前回答弁書四の1について述べたとおり、お尋ねの建設工事のうち、総事業費が当初の見込みより一・五倍以上となったものはない。

四の2について

お尋ねの建設工事のうち、平成九年度以前の建設工事については、記録を保存していないためお答えすることは困難であるが、平成十年度以降の建設工事については、総事業費が当初の見込みより一・五倍以上となったものはない。

五の1について

前回答弁書五の1について述べたとおり、社会保険庁社会保険大学校における研修は、長期間滞在し行うものがあり、これらの研修に参加する職員（以下「研修生」という。）の健康の維持及び管理並びに研修生同士の円滑なコミュニケーションに資する運動施設の一つとしてゴルフ練習場を設置しているところである。

当該ゴルフ練習場に係る用具の購入及び維持に要した費用は、別表第四のとおりである。

また、当該ゴルフ練習場は平成五年度に設置したものであり、その設置の経緯等については、資料の保存期間が経過し保存されていないことからお答えすることはできない。

なお、当該ゴルフ練習場については、廃止する方向で見直しを行ってまいりたい。

五の2について

社会保険庁におけるお尋ねの施設の内容、その建設費、維持費及び利用対象者については、別表第五のとおりである。

また、これらの施設を設置している理由は、社会保険大学校においては、長期間滞在して行う研修があり、研修生の健康の維持及び管理並びに研修生同士の円滑なコミュニケーションを図ることであり、社会

保険業務センターにおいては、職員の健康の維持及び管理を図ることである。

民間との比較については、その規模や性格等が多岐に及ぶことから困難である。

五の3について

前回答弁書五の3について述べたとおり、指宿大規模年金保養基地（グリーンピア指宿）において、観覧車が設置されており、その建設に要した費用は二億七千四百万五千九百七十九円である。当該費用の全額については、年金福祉事業団（現在の年金資金運用基金）が資金運用部（現在の財政融資資金）から資金を借り入れ、その償還に要する費用を、厚生保険特別会計等が負担している。大規模年金保養基地（以下「保養基地」という。）の設置については、年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律附則第三条の規定による廃止前の年金福祉事業団法（昭和三十六年法律第百八十号）第十七条第一項の規定に基づき、厚生年金保険法第七十九条等に規定する被保険者等の福祉を増進するための施設のうち保養のための総合施設として実施されてきたものであり、観覧車は、保養のための総合施設の設備として設置されたものである。

五の4について

前回答弁書五の4について述べたとおり、お尋ねの遊具、結婚式場及び音楽ホールについては、被保険者の幸福につながるものであることから、「福祉の増進」に資するものであると考えている。

平成十四年度末時点における年金保険料を財源として建設したゴーカート及び簡易ローラーコースターをはじめとする遊具、結婚式場並びに音楽ホールの設置場所、建設費及び維持費（資産を維持管理するための費用をいう。以下同じ。）については、別表第六から別表第十までのとおりであるが、保養基地の結婚式場及び年金の福祉施設の音楽ホールの建設費及び維持費については、建物全体の建設費及び維持費と一体となっていること等のため、当該結婚式場及び音楽ホールの建設費及び維持費のみを区分して計上することは困難である。なお、保養基地に設置された音楽ホールはない。

五の5について

前回答弁書五の5について述べたとおり、厚生年金病院については、業務の性格上、二十四時間の対応が求められることから、病院の近隣において医師や看護師等が在任し、緊急呼出しに対応できる体制が必要であるため、医師等の職員用宿舎を設置し、病院と一体的に運営するものである。したがって、当該宿舎についても、厚生年金保険法第七十九条に規定する被保険者等の福祉を増進するための施設として、

厚生保険特別会計法第六条の規定に基づき支出したものである。

また、平成十四年度末時点における厚生年金病院関係者の宿舍の場所、築年月、家賃、間取り、入居者職業及び建設費については、別表第十一のとおりである。

五の6について

前回答弁書五の6について述べたとおり、年金の福祉施設の職員用宿舍については、地域の住宅事情及び業務の必要性を踏まえ、年金の福祉施設と一体的に運営するものである。したがって、当該宿舍についても、厚生年金保険法第七十九条等に規定する被保険者等の福祉を増進するための施設として、厚生保険特別会計法第六条等の規定に基づき支出したものであり、平成十四年度末時点における年金保険料を財源として建設した当該宿舍のお尋ねの事項については、厚生年金病院関係者の宿舍を除き、別表第十二のとおりである。

年金資金運用基金の職員用宿舍については、同基金が厚生年金保険法等に基づく年金積立金の管理及び運用を業務として行う法人であることから、当該業務に要する費用として建設に要する費用の全額を厚生年金保険特別会計等が負担しているものであり、平成十四年度末時点における年金保険料を財源として建

設した当該宿舎のお尋ねの事項については、別表第十三のとおりである。

また、年金資金運用基金（旧年金福祉事業団を含む。）が実施する保養基地の運営を行う団体の職員のうち保養基地において勤務する職員のための宿舎については、地域の住宅事情及び業務の必要性を踏まえ、保養基地の一部として、建設に要する費用の全額について、年金福祉事業団（現在の年金資金運用基金）が資金運用部（現在の財政融資資金）から資金を借り入れ、その償還に要する費用を厚生保険特別会計等が負担しているものであり、平成十四年度末時点における年金保険料を財源として建設した当該宿舎のお尋ねの事項については、別表第十四のとおりである。

五の7について

前回答弁書五の7について述べたとおり、公用車の使用に当たっては、使用する職員の年齢及び入省後の期間により制限を設けておらず、使用する職員の年齢及び入省後の期間により、その妥当性を判断するものではないと考えている。

なお、民間組織における事例については把握していない。

六の1について

前回答弁書六の1について述べたとおり、保養基地の設置については、年金資金運用基金法及び年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成十三年政令第二十一号）第一条の規定による廃止前の年金福祉事業団法施行令（昭和三十六年政令第四百十四号）第一条の規定に基づき厚生大臣が指定することとされており、また、当該指定は、厚生大臣の決裁事項とされていたところである。

六の2について

前回答弁書六の2について述べたとおり、保養基地の設置については、昭和四十七年十月の基地構想発表の後、全国より候補地としての申出があり、これらの中から、自然条件、環境条件、立地条件等保養基地として適正と判断されること、候補地の取得の可能性があること、その候補地が公有地であるか、又は公有地化できること、近隣地帯について乱開発等がなされていないこと及び地元の地方自治体の周辺設備等への協力が得られることを基準として、また、全国的な配置を考慮して特別の地域に偏らないようにすることも加味して総合的に判断し、設置場所を決定することとされていた。御指摘の元年金局長についても、こうした基準に即して保養基地の設置に係る業務を遂行していたと考えている。

なお、当該年金局長は、年金局長としての在任期間が昭和四十七年六月から昭和四十九年六月までであり、南東北大規模年金保養基地（岩沼地区）（グリーンピア岩沼）について当時の厚生大臣が指定した昭和五十一年三月時点では、既に年金局長の職を退任している。

六の3について

前回答弁書六の3について述べたとおり、衆議院議員の候補者が選挙運動において行った主張については、政府としてお答えする立場にない。なお、保養基地の指定に係る決裁権者は厚生大臣である。

六の4について

前回答弁書六の4について述べたとおり、国家公務員の退職後における再就職の状況は、公務を離れた個人に関する情報であり、一般に政府が把握すべき立場にないが、厚生労働省において、保養基地に関する業務を行う年金資金運用基金及び財団法人年金保養協会の協力を得て調査を行ったところ、厚生大臣が保養基地の指定に係る決裁を行った当時、年金局長の職にあった者のうち、同基金（旧年金福祉事業団を含む。）及び同協会の役員に再就職した者はいないとの報告を得ている。

七について

前回答弁書七について述べたとおり、お尋ねの平成十六年度予算において、厚生年金保険法第七十九条等に規定する被保険者等の福祉を増進するための施設に要する費用として年金保険料を財源として予算措置されたもののうち、厚生年金保険及び国民年金の年金相談等に使用されるコンピュータシステムの予算額は六百八十一億百十九万六千円、庁舎維持及び建設の予算額は三十三億七千九百二十三万九千円、年金広報の予算額は二十五億九千四百七千円である。これらの経費は、被保険者等のサービス向上に直接寄与するものであることから、年金保険料を財源としており、妥当なものと考えている。今後とも、被保険者等のサービス向上に直接寄与する経費については、同様の考え方で予算措置することを予定しているが、平成十七年度以降の個別の経費の取扱いについて、現時点でお答えすることは困難である。

八について

前回答弁書八について述べたとおり、お尋ねの平成十六年度予算において年金保険料を財源としている年金事業の事務の執行に要する費用のうち、職員宿舎の建て替え及び公用車の更新に係る経費は極力支出しないこととしているが、災害等の不測の事態が生じる可能性もあり、現時点において、支出しないもの及び支出するものに区分し、その内容及び金額をお答えすることは困難である。

九について

前回答弁書九について述べたとおり、お尋ねの年金事業の事務の執行に要する費用に係る平成十七年度予算の取扱いについては、予算編成の過程において十分検討することとしている。

十について

前回答弁書十について述べたとおり、厚生年金保険及び健康保険の被保険者となるか否かは、適用事業所と常用的使用関係にある就労者かどうかを基準として判断している。この場合における常用的使用関係は、就労者の労働日数、労働時間、就労形態、職務内容等を総合的に勘案し、個別具体的事例に即して判断することとなるので、一か月の勤務日数だけで被保険者となるか否かを判断することは困難である。

また、外見的には直接その会社の仕事を行っていると思われるような場合であっても、会社からの指揮又は命令を受け、労務の対償として報酬を受けている場合には、これらを総合的に勘案して厚生年金保険及び健康保険の被保険者となる場合もあり得る。

このように、厚生年金保険及び健康保険の被保険者となるか否かについては、就労者の労働日数、労働時間、就労形態、職務内容等を総合的に勘案し、個別具体的事例に即して判断することとなるので、個別

事例から離れて問題の全くないケースと問題が発生するケースを類型化してお示しすることは困難である。

別表第一

氏名	就任年月	経歴
寺田 徳	平成13年4月	昭和35年4月 野村証券(株)入社
		昭和45年4月 (株)野村総合研究所主任研究員
		昭和60年6月 厚生年金基金連合会常勤顧問
		平成4年4月 厚生年金基金連合会常務理事
西田 和生	平成13年4月	昭和45年4月 トヨタ自動車工業(株)入社
		平成9年1月 TMMNA(北米のトヨタ製造会社7社の統括会社)財務役
伊東 俊一	平成16年2月	昭和42年4月 大蔵省入省
		平成2年6月 九州財務局長
		平成4年6月 国土庁長官官房審議官
		平成12年8月 (財)こども未来財団常務理事

別表第二

氏名	任期	年間給与	退職金
寺田 徳	平成13年4月1日～平成17年3月31日	約1,554万円	約1,049万円
西田 和生	平成13年4月1日～平成17年3月31日	約1,554万円	約1,049万円
伊東 俊一	平成16年2月1日～平成17年3月31日	約1,554万円	約145万円

(注) 退職金については、平均的な業績を上げた場合を前提として試算した。

別表第三

(単位：千円)

委託先法人名	収 入	支 出	利 益
(財) 厚生年金事業振興団	102,490,576	100,797,649	1,692,927
(社) 全国社会保険協会連合会	21,816,873	21,858,691	△ 41,818
(社) 全国国民年金福祉協会連合会	3,799,797	3,761,292	38,505
(財) 社会保険健康事業財団	5,662,415	5,409,541	252,874
(財) 社会保険協会	147,804	146,939	865
(財) 北海道国民年金福祉協会	506,371	509,643	△ 3,272
(財) 青森県国民年金福祉協会	107,556	137,976	△ 30,420
(財) 岩手県国民年金福祉協会	394,998	391,781	3,217
(財) 宮城県国民年金福祉協会	248,640	243,570	5,070
(財) 秋田県国民年金福祉協会	135,231	135,834	△ 603
(財) 山形県国民年金福祉協会	129,948	141,285	△ 11,337
(財) 福島県国民年金福祉協会	488,555	470,648	17,907
(財) 茨城県国民年金福祉協会	368,198	380,070	△ 11,872
(財) 栃木県国民年金福祉協会	150,977	151,880	△ 903
(財) 群馬県国民年金福祉協会	162,792	177,992	△ 15,200
(財) 埼玉県国民年金福祉協会	155,058	154,979	79
(財) 千葉県国民年金福祉協会	196,562	196,505	57
(財) 東京都国民年金福祉協会	224,811	216,376	8,435
(財) 神奈川県国民年金福祉協会	197,676	195,389	2,287
(財) 新潟県国民年金福祉協会	354,287	344,494	9,793
(財) 富山県国民年金福祉協会	359,976	333,999	25,977
(財) 石川県国民年金福祉協会	152,973	144,429	8,544
(財) 福井県国民年金福祉協会	211,711	205,376	6,335
(財) 山梨県国民年金福祉協会	224,367	228,881	△ 4,514
(財) 長野県国民年金福祉協会	508,639	503,002	5,637
(財) 岐阜県国民年金福祉協会	243,219	232,232	10,987
(財) 愛知県国民年金福祉協会	177,372	173,461	3,911
(財) 三重県国民年金福祉協会	96,874	95,332	1,542
(財) 京都府国民年金福祉協会	232,046	231,574	472
(財) 大阪府国民年金福祉協会	673,441	649,389	24,052
(財) 兵庫県国民年金福祉協会	323,863	303,045	20,818
(財) 奈良県国民年金福祉協会	159,011	158,413	598
(財) 和歌山県国民年金福祉協会	184,315	183,744	571
(財) 鳥取県国民年金福祉協会	120,037	140,592	△ 20,555
(財) 島根県国民年金福祉協会	149,702	148,769	933
(財) 岡山県国民年金福祉協会	328,826	332,756	△ 3,930
(財) 広島県国民年金福祉協会	222,240	216,163	6,077
(財) 山口県国民年金福祉協会	94,627	96,775	△ 2,148
(財) 徳島県国民年金福祉協会	138,374	138,026	348
(財) 香川県国民年金福祉協会	131,900	136,808	△ 4,908
(財) 愛媛県国民年金福祉協会	201,917	201,033	884
(財) 高知県国民年金福祉協会	221,724	219,192	2,532
(財) 福岡県国民年金福祉協会	524,159	500,118	24,041
(財) 佐賀県国民年金福祉協会	160,274	159,933	341
(財) 長崎県国民年金福祉協会	175,289	171,863	3,426
(財) 熊本県国民年金福祉協会	137,199	135,657	1,542
(財) 大分県国民年金福祉協会	233,201	229,326	3,875
(財) 宮崎県国民年金福祉協会	190,408	188,711	1,697

(単位：千円)

委託先法人名	収 入	支 出	利 益
(財) 鹿児島県国民年金福祉協会	186,747	185,453	1,294
(財) 沖縄県国民年金福祉協会	192,134	180,150	11,984
(財) 北海道社会保険協会	310,249	309,039	1,210
(財) 青森県社会保険協会	117,310	117,310	0
(財) 岩手県社会保険協会	171,612	171,660	△ 48
(財) 秋田県社会保険協会	171,216	171,254	△ 38
(財) 山形県社会保険協会	194,518	188,167	6,351
(財) 福島県社会保険協会	184,809	181,610	3,199
(財) 茨城県社会保険協会	162,026	161,807	219
(財) 栃木県社会保険協会	145,148	145,451	△ 303
(財) 群馬県社会保険協会	151,978	152,175	△ 197
(財) 埼玉県社会保険協会	227,245	226,920	325
(財) 千葉県社会保険協会	157,752	157,552	200
(財) 東京社会保険協会	209,401	208,875	526
(財) 神奈川県社会保険協会	264,854	264,311	543
(財) 新潟県社会保険協会	166,942	166,968	△ 26
(財) 富山県社会保険協会	157,688	157,772	△ 84
(財) 石川県社会保険協会	190,625	186,927	3,698
(財) 福井県社会保険協会	135,205	136,936	△ 1,731
(財) 長野県社会保険協会	170,699	170,683	16
(財) 岐阜県社会保険協会	160,724	160,455	269
(財) 静岡県社会保険協会	526,713	526,921	△ 208
(財) 愛知県社会保険協会	171,299	171,273	26
(財) 三重県社会保険協会	145,484	142,933	2,551
(財) 滋賀県社会保険協会	170,689	163,284	7,405
(財) 大阪府社会保険協会	274,537	272,352	2,185
(財) 兵庫県社会保険協会	186,958	187,643	△ 685
(財) 奈良県社会保険協会	280,716	280,657	59
(財) 和歌山県社会保険協会	171,713	171,628	85
(財) 鳥取県社会保険協会	165,406	153,941	11,465
(財) 島根県社会保険協会	145,686	145,646	40
(財) 岡山県社会保険協会	468,041	466,823	1,218
(財) 広島県社会保険協会	166,714	166,617	97
(財) 山口県社会保険協会	133,916	133,329	587
(財) 徳島県社会保険協会	209,392	209,427	△ 35
(財) 香川県社会保険協会	176,234	175,157	1,077
(財) 愛媛県社会保険協会	190,210	190,074	136
(財) 高知県社会保険協会	157,221	157,183	38
(財) 福岡県社会保険協会	177,663	177,658	5
(財) 佐賀県社会保険協会	319,591	318,351	1,240
(財) 長崎県社会保険協会	166,639	166,437	202
(財) 熊本県社会保険協会	188,151	188,049	102
(財) 大分県社会保険協会	188,005	188,048	△ 43
(財) 宮崎県社会保険協会	186,133	185,022	1,111
(財) 鹿児島県社会保険協会	183,540	183,615	△ 75
(財) 沖縄県社会保険協会	209,878	209,562	316

別表第四

購入用具等	購入費等	うち年金保険料を財源とする購入費等
ゴルフクラブ 20本	133,455円	66,728円
ゴルフボール 700個	36,750円	18,375円
ネット補修	70,854円	35,427円

- (注) 1. 平成10年度から平成15年度までに購入及び維持に要したものについて計上している。
2. うち年金保険料を財源とする購入費等については、予算配分により算出している。

別表第五

施設名	年金保険料を財源とする建設費	年金保険料を財源とする維持費	利用対象者
社会保険大学校			
体育館（トレーニング室を含む。）	0円	1,471,837円	研 修 生
グラウンド	0円	1,839,600円	”
テニスコート	0円	793,275円	”
社会保険業務センター			
テニスコート	4,222,575円	0円	職 員
バスケット（バレー）コート	3,548,370円	0円	”
厚生室（トレーニング）	—	0円	”
厚生室（卓球）	—	0円	”

- (注) 1. 社会保険大学校における職員の健康の維持及び管理のための施設の維持費は、平成10年度から平成15年度までのものである。
2. 社会保険業務センターにおける職員の健康の維持及び管理のための施設の建設費は、平成12年度のものである。
3. 社会保険業務センターの厚生室の建設費については、建物全体の建設費と一体となっていることから、厚生室の建設費のみを区分して計上することは困難である。
また、同センターにおいては、記載の施設の他に、職員が運動や休憩・休息の場として、中庭を利用している。

別表第六 年金の福祉施設のゴーカート及び簡易ローラーコースター等の遊具

(単位：千円)

設 置 場 所	遊 具 名 称	年金保険料を財源とする建設費	年金保険料を財源とする維持費
青森厚生年金休暇センター	遊具一式	17,488	0
岩手厚生年金健康福祉センターサンピア金ケ崎	ウォーターライダー	110,643	246
厚生年金健康福祉センターサンピア仙台	ウォーターライダー	140,193	0
宮城厚生年金スポーツセンター	ウォーターライダー	89,406	—
	遊具一式	54,780	0
秋田厚生年金休暇センター	ウォーターライダー	—	—
	遊具一式	16,373	0
山形厚生年金休暇センター	コンビネーションローラー	39,512	0
福島厚生年金健康福祉センターサンピア会津	ウォーターライダー	65,875	0
国民年金健康センターレイクサイドくさぎ	ウォーターライダー	125,551	0
茨城厚生年金健康福祉センターサンピア日立	ウォーターライダー	207,709	29,137
栃木厚生年金休暇センター	ウォーターライダー	15,079	0
	ウォーターライダー	123,247	0
	遊具一式	59,406	0
群馬厚生年金健康福祉センターサンピア高崎	ウォーターライダー	122,328	2,473
千葉厚生年金休暇センター	ウォーターライダー	—	—
	ウォーターライダー	207,980	36,130
国民年金健康保養センターおくたま路	ウッドステーション	7,611	0
東京厚生年金健康づくりセンターサンピア多摩	ウォーターライダー	117,324	0
東京厚生年金スポーツセンター	ウォーターライダー	60,713	0
新潟厚生年金スポーツセンター	ウォーターライダー	124,395	0
	ウッドステーション	8,110	0
国民年金健康保養センターこしじ	遊具一式	21,548	0
富山厚生年金休暇センター	ウォーターライダー	—	—
	遊具一式	—	—
福井厚生年金健康福祉センターサンピア敦賀	ウォーターライダー	63,898	0

(単位：千円)

設 置 場 所	遊 具 名 称	年金保険料を財 源とする建設費	年金保険料を財 源とする維持費
長野厚生年金健康福祉センターサンピア松本	スライダー	1,354	0
	ウォータースライダー	48,345	0
静岡厚生年金休暇センター	遊具一式	4,539	0
静岡厚生年金健康福祉センターサンピア浜松	遊具一式	984	0
	ウォータースライダー	111,054	1,226
	子供プール滑り台	3,056	0
国民年金健康保養センター藤枝エミナース	ウォータースライダー	108,800	3,028
愛知厚生年金健康福祉センター サンピア岡崎	ウォータースライダー	45,223	0
	遊具一式	5,898	0
三重厚生年金健康福祉センターサンピア伊賀	ウォータースライダー	124,599	0
三重厚生年金休暇センター	ウォータースライダー	5,841	0
	ウォータースライダー	53,161	0
	遊具一式	53,940	0
滋賀厚生年金休暇センター	ウォータースライダー	-	-
	遊具一式	4,120	0
京都厚生年金休暇センター	ウォータースライダー	55,058	-
	ウォータースライダー	16,462	-
	遊具一式	33,008	0
国民年金健康保養センターサンヒル柏原	ウォータースライダー	126,273	0
岡山厚生年金休暇センター	ウォータースライダー	-	-
	遊具一式	-	-
岡山厚生年金健康福祉センターサンピア倉敷	ウォータースライダー	78,134	0
広島厚生年金健康福祉センターサンピア福山	ウォータースライダー	-	-
国民年金健康保養センターひがし広島	遊具一式	1,799	0
山口厚生年金休暇センター	ウォータースライダー	130,010	0
	遊具一式	53,106	0

(単位：千円)

設 置 場 所	遊 具 名 称	年金保険料を財 源とする建設費	年金保険料を財 源とする維持費
香川厚生年金健康福祉センターサンピアさぬき	ウォータースライダー	—	—
	遊具一式	8,083	0
愛媛厚生年金休暇センター	ウォータースライダー	—	—
	遊具一式	10,233	—
福岡厚生年金スポーツセンター	ウォータースライダー	111,347	0
国民年金健康センターグリーンヒル若宮	遊具一式	8,548	—
佐賀厚生年金休暇センター	アスレチック	34,240	0
	遊具一式	47,472	0
	ウォータースライダー	106,913	0
	遊具一式	69,784	0
長崎厚生年金健康福祉センターサンピア佐世保	ウォータースライダー	—	—
国民年金総合健康センターくまもとエミナス	ウォータースライダー	—	56,027
大分厚生年金休暇センター	ウォータースライダー	—	54,580
宮崎厚生年金健康福祉センターサンピア都城	ウォータースライダー	102,929	11,196
鹿児島厚生年金健康福祉センターサンピアあいら	ウォータースライダー	114,252	99,750
沖縄厚生年金休暇センター	ウォータースライダー	—	—
	ウッドステーション	15,023	0
国民年金健康センターサンセット美浜	ウォータースライダー	—	—

- (注) 1. 「—」については、他の施設等と一体となっていること等のため、当該遊具の建設費等のみを区分して計上することは、困難である。
2. 建設費及び維持費については、平成14年度末までの金額を記載している。なお、平成9年度以前の支出については、台帳価格を、平成10年度以降の支出については契約金額を記載している。
3. 遊具名称の「遊具一式」とは、アスレチック、ブランコ、滑り台等である。

別表第七 大規模年金保養基地（グリーンピア）のゴーカート及び簡易ローラーコースター等の遊具

(単位：千円)

設 置 場 所	遊 具 名 称	年金保険料を財源とする建設費	年金保険料を財源とする維持費
大沼基地（グリーンピア大沼）	ランドカー	101,961	-
大沼基地（グリーンピア大沼）	スーパースライダー	83,322	-
大沼基地（グリーンピア大沼）	トリムコース	78,521	-
大沼基地（グリーンピア大沼）	ウォーターズライダー	45,013	-
田老基地（グリーンピア田老）	トリムコース	49,738	-
岩沼基地（グリーンピア岩沼）	サイクルモノレール	44,993	-
岩沼基地（グリーンピア岩沼）	わんぱくとりで	62,390	-
岩沼基地（グリーンピア岩沼）	アスレチック	13,186	-
二本松基地（グリーンピア二本松）	サイクルモノレール	42,207	-
二本松基地（グリーンピア二本松）	蒸気機関車	228,901	-
二本松基地（グリーンピア二本松）	アスレチック	14,834	-
津南基地（グリーンピア津南）	ローラーリ्यूージュ	230,573	-
津南基地（グリーンピア津南）	トリムコース	52,941	-
三木基地（グリーンピア三木）	ゴーカート	993	-
三木基地（グリーンピア三木）	ランドカー	812	-
三木基地（グリーンピア三木）	ローリングコースター	137,395	-
三木基地（グリーンピア三木）	スーパースライダー	247,681	-
三木基地（グリーンピア三木）	グランプリカート	192,450	-
三木基地（グリーンピア三木）	トリムコース	119,791	-
三木基地（グリーンピア三木）	ウォーターズライダー	142,599	-
紀南基地（グリーンピア南紀）	ゴーカート	502	-
紀南基地（グリーンピア南紀）	ファンシーサイクル	41,362	-
紀南基地（グリーンピア南紀）	迷路	6,823	-
安浦基地（グリーンピア安浦）	ローラーすべり台	35,640	-
横浪基地（グリーンピア土佐横浪）	ゴーカート	47,072	-
横浪基地（グリーンピア土佐横浪）	スーパースライダー	98,979	-

(単位：千円)

設 置 場 所	遊 具 名 称	年金保険料を財源とする建設費	年金保険料を財源とする維持費
八女基地（グリーンピア八女）	ウォーターズライダー	76,089	—
久木野基地（グリーンピア南阿蘇）	ゴーカー	714	—
久木野基地（グリーンピア南阿蘇）	ファンシーサイクル	16,488	—
指宿基地（グリーンピア指宿）	ランドカー	510	—
指宿基地（グリーンピア指宿）	サイクルモノレール	58,174	—
指宿基地（グリーンピア指宿）	スーパースライダー	78,907	—
指宿基地（グリーンピア指宿）	迷路	4,197	—
指宿基地（グリーンピア指宿）	観覧車	274,006	—
指宿基地（グリーンピア指宿）	メリーゴーランド	101,066	—
指宿基地（グリーンピア指宿）	ウォーターズライダー	42,848	—

- (注) 1. 建設費については、全て年金福祉事業団（現在の年金資金運用基金）が旧資金運用部（現在の財政融資資金）から資金を借入れ、その償還に要する費用について年金保険料を充てている。
2. 建設費には、各施設に付随する車庫、舗装、その他の構築物等に係るものを含む。
3. 維持費については、各施設のみについての維持費を管理していないため、お示しできない。

別表第八 年金の福祉施設の結婚式場

(単位：千円)

設 置 場 所	年金保険料を財源とする建設費	年金保険料を財源とする維持費
北海道厚生年金会館	-	-
青森厚生年金会館	-	-
青森厚生年金休暇センター	-	-
岩手厚生年金健康福祉センターサンピア金ケ崎	-	-
厚生年金健康福祉センターサンピア仙台	-	-
国民年金健康保養センターみちのく路	-	-
秋田厚生年金休暇センター	-	-
山形厚生年金休暇センター	-	-
福島厚生年金健康福祉センターサンピア会津	-	-
茨城厚生年金健康福祉センターサンピア日立	-	-
栃木厚生年金休暇センター	-	-
群馬厚生年金会館	-	-
国民年金総合健康センター春日部エミナース	-	-
埼玉厚生年金休暇センター	-	-
国民年金健康保養センターむさしの	-	-
千葉厚生年金休暇センター	-	-
国民年金健康保養センターそとぼう	-	-
東京厚生年金会館	-	-
東京厚生年金健康づくりセンターサンピア多摩	-	-
国民年金中央会館こまばエミナース	-	-
新潟厚生年金会館	-	-
富山厚生年金休暇センター	-	-
石川厚生年金会館	-	-
石川厚生年金健康福祉センターサンピア小松	-	-
福井厚生年金会館	-	-
福井厚生年金健康福祉センターサンピア敦賀	-	-

(単位：千円)

設 置 場 所	年金保険料を財源とする建設費	年金保険料を財源とする維持費
山梨厚生年金会館	-	-
長野厚生年金会館	-	-
長野厚生年金健康福祉センターサンピア松本	-	-
長野厚生年金健康福祉センターサンピア佐久	-	-
厚生年金健康福祉センターサンピア岐阜	-	2,352
湯河原厚生年金会館	-	-
静岡厚生年金健康福祉センターサンピア浜松	-	-
国民年金健康保養センター藤枝エミナース	38,797	0
愛知厚生年金会館	111,763	0
愛知厚生年金健康福祉センターサンピア岡崎	-	-
三重厚生年金健康福祉センターサンピア伊賀	-	-
三重厚生年金休暇センター	-	-
滋賀厚生年金休暇センター	-	-
京都厚生年金休暇センター	-	-
国民年金京都会館京都エミナース	-	-
国民年金健康センター丹後おおみや	-	-
大阪厚生年金会館	-	-
国民年金健康保養センターサンヒル柏原	-	-
国民年金健康保養センターハイランドピラ姫路	-	-
厚生年金健康福祉センターサンピア和歌山	-	-
国民年金健康保養センターくまのじ	-	-
鳥取厚生年金会館	-	-
島根厚生年金会館	-	-
岡山厚生年金健康福祉センターサンピア倉敷	-	-
岡山厚生年金休暇センター	-	-
国民年金健康保養センターしもついで	-	-
広島厚生年金会館	-	-
国民年金健康保養センターひがし広島	-	-

(単位：千円)

設 置 場 所	年金保険料を財源とする建設費	年金保険料を財源とする維持費
山口厚生年金休暇センター	-	-
国民年金健康保養センター源平荘	-	-
徳島厚生年金会館	-	-
香川厚生年金会館	-	-
香川厚生年金健康福祉センターサンピアさぬき	-	-
愛媛厚生年金休暇センター	-	-
国民年金健康保養センターうわじま	-	-
厚生年金健康福祉センターサンピア高知	-	-
九州厚生年金会館	-	-
佐賀厚生年金休暇センター	-	-
長崎厚生年金会館	-	-
長崎厚生年金健康福祉センターサンピア佐世保	-	-
熊本厚生年金会館	-	-
国民年金総合健康センターくまもとエミナース	-	-
大分厚生年金休暇センター	-	-
宮崎厚生年金会館	-	-
宮崎厚生年金健康福祉センターサンピア都城	-	-
国民年金健康保養センターたるみず	-	-
鹿児島厚生年金健康福祉センターサンピアあいら	-	-
沖縄厚生年金休暇センター	-	-

(注) 1. 「-」については、建物全体の建設費等と一体となっていること等のため、当該結婚式場の建設費等のみを区分して計上することは、困難である。

2. 建設費及び維持費については、平成14年度末までの金額を記載している。なお、平成9年度以前の支出については、台帳価格を、平成10年度以降の支出については契約金額を記載している。

別表第九 大規模年金保養基地（グリーンピア）の結婚式場

設 置 場 所
大沼基地（グリーンピア大沼）
田老基地（グリーンピア田老）
岩沼基地（グリーンピア岩沼）
津南基地（グリーンピア津南）
三木基地（グリーンピア三木）
安浦基地（グリーンピア安浦）
横浪基地（グリーンピア土佐横浪）

（注） 大規模年金保養基地の結婚式場はセミナー室及び多目的ホールを結婚式場としても活用しているものである。

別表第十 年金の福祉施設の音楽ホール

設 置 場 所
北海道厚生年金会館
東京厚生年金会館
国民年金中央会館こまばエミナース
石川厚生年金会館
愛知厚生年金会館
大阪厚生年金会館
広島厚生年金会館
九州厚生年金会館

別表第十一

法人名	設置場所	築年月	使用料（月額）	間取り	入居者職業	建設費
(財) 厚生年金事業振興団	北海道登別市	平成6年3月	28,420円	4LDK	法人の職員	22百万円
	北海道登別市	昭和60年8月	7,380円	1DK	法人の職員	36百万円
	北海道登別市	昭和49年3月	13,104円	3LDK	法人の職員	33百万円
	北海道登別市	平成7年3月	40,905円	3LDK	法人の職員	398百万円
	北海道登別市	昭和61年3月	17,526円	3LDK	法人の職員	277百万円
			20,355円	3LDK		
	北海道登別市	昭和52年2月	6,996円	1DK	法人の職員	206百万円
			6,784円	1DK		
			6,572円	1DK		
			6,148円	1DK		
			5,936円	1DK		
	北海道登別市	平成3年3月	5,088円	ワンルーム	法人の職員	304百万円
	東京都新宿区	昭和39年11月	12,650円	3DK	法人の職員	24百万円
	東京都新宿区	昭和42年3月	10,000円	1K	看護学生	68百万円
	東京都新宿区	昭和54年3月	21,420円	3LDK	法人の職員	70百万円
	東京都新宿区	昭和50年9月	27,945円	3LDK	法人の職員	76百万円
	東京都新宿区	平成9年3月	60,956円	3LDK	法人の職員	2,808百万円
			20,348円	ワンルーム		
	東京都新宿区	昭和54年3月	20,706円	3DK	法人の職員	39百万円
	東京都新宿区	昭和54年5月	22,391円	3DK	法人の職員	90百万円
	東京都新宿区	昭和28年4月	9,002円	ワンルーム	法人の職員	19百万円
	東京都渋谷区	昭和41年6月	18,763円	3DK	法人の職員	28百万円
	神奈川県足柄下郡真鶴町	昭和55年3月	8,829円	3DK	法人の職員	121百万円
			4,578円	1DK		
	神奈川県足柄下郡湯河原町	昭和56年3月	7,848円	2DK	法人の職員	249百万円
			3,924円	1DK		
	神奈川県足柄下郡湯河原町	昭和41年3月	3,525円	2K	法人の職員	16百万円
			2,467円	1K		
	神奈川県足柄下郡湯河原町	昭和61年3月	13,835円	3DK	法人の職員	97百万円
	神奈川県足柄下郡湯河原町	昭和63年3月	14,070円	3DK	法人の職員	142百万円
			4,797円	1DK		
	神奈川県足柄下郡湯河原町	昭和44年3月	6,345円	3K	法人の職員	14百万円
神奈川県足柄下郡湯河原町	昭和52年3月	11,067円	4DK	法人の職員	80百万円	
		17,871円	3DK			
神奈川県足柄下郡湯河原町	昭和55年3月	5,886円	3DK	法人の職員	230百万円	
		3,924円	1DK			
大阪府大阪市	平成4年3月	6,187円	1K	法人の職員	129百万円	
大阪府大阪市	昭和46年3月	8,208円	1K	法人の職員	25百万円	
		7,182円	1K			

法人名	設置場所	築年月	使用料(月額)	間取り	入居者職業	建設費
(財)厚生年金事業振興団	大阪府大阪市	昭和58年3月	6,174円	1K	法人の職員	693百万円
			5,512円	1K		
			5,071円	1K		
	大阪府大阪市	昭和58年11月	26,825円	4K	法人の職員 他団体職員	114百万円
			16,726円	2DK		
	大阪府大阪市	昭和46年3月	0円	ワンルーム	—	43百万円
	兵庫県西宮市	昭和50年5月	24,901円	4K	法人の職員	32百万円
	兵庫県芦屋市	昭和28年3月	19,034円	3K	法人の職員	1百万円
	兵庫県西宮市	昭和56年3月	26,825円	4K	法人の職員	118百万円
	兵庫県西宮市	平成7年3月	6,600円	ワンルーム	看護学生	605百万円
			6,000円	ワンルーム		
	兵庫県西宮市	昭和41年3月	8,201円	3K	法人の職員	20百万円
			7,154円	3K		
			2,617円	ワンルーム		
	島根県松江市	昭和63年3月	31,408円	4LDK	法人の職員	102百万円
			29,423円	4LK		
			21,087円	3LK		
	島根県八東郡玉湯町	昭和40年3月	8,360円	3DK	法人の職員	9百万円
	島根県八東郡玉湯町	昭和41年3月	8,360円	3DK	法人の職員	8百万円
	島根県松江市	昭和52年3月	19,078円	4LDK	法人の職員	41百万円
			13,524円	3LDK		
	島根県八東郡玉湯町	昭和57年3月	5,559円	2K	法人の職員	350百万円
			3,924円	1K		
			5,088円	1K		
	福岡県北九州市	昭和42年3月	3,262円	1DK	法人の職員	16百万円
	福岡県北九州市	昭和56年3月	8,046円	1DK	法人の職員	765百万円
	福岡県北九州市	昭和50年7月	19,773円	4LDK	法人の職員	82百万円
			12,704円	3LDK		
	福岡県北九州市	平成6年3月	20,150円	3LDK	法人の職員	134百万円
	福岡県北九州市	昭和61年3月	24,411円	4LDK	法人の職員	65百万円
福岡県北九州市	昭和58年3月	6,530円	1LDK	法人の職員	197百万円	
		4,942円	2R			
		2,294円	ワンルーム			
福岡県北九州市	昭和51年3月	3,000円	ワンルーム	看護学生	(注6)	
福岡県中間市	昭和41年3月	10,388円	3K	法人の職員	15百万円	
福岡県中間市	平成8年2月	19,872円	3LDK	法人の職員	160百万円	
大分県大分郡湯布院町	昭和37年3月	2,303円	3K	法人の職員	1百万円	
大分県大分郡湯布院町	昭和40年3月	5,135円	3LK	法人の職員	4百万円	
		2,800円	3K			
大分県大分郡湯布院町	昭和61年3月	4,428円	1K	法人の職員	115百万円	
大分県大分郡湯布院町	昭和63年3月	23,463円	3LK	法人の職員	164百万円	
		4,428円	1K			

法人名	設置場所	築年月	使用料(月額)	間取り	入居者職業	建設費
(財) 厚生年金事業振興団	大分県大分郡湯布院町	昭和46年3月	11,792円	3LK	法人の職員	29百万円
			6,760円	2LK		
	大分県大分郡湯布院町	昭和46年3月	3,900円	1K	法人の職員	29百万円
	大分県大分郡湯布院町	昭和46年3月	9,898円	3LK	法人の職員	5百万円
(社) 全国社会保険協会連合会	宮城県仙台市	昭和57年3月	8,000円	1K	法人の職員	123百万円
	宮城県仙台市	昭和58年3月	17,000円	4K	法人の職員	181百万円
			15,000円	4K		
	宮城県仙台市	昭和38年3月	15,000円	3K	法人の職員	2百万円
	宮城県仙台市	昭和58年3月	17,000円	4K	法人の職員	68百万円
			15,000円	4K		
	大阪府枚方市	昭和47年3月	18,000円	1K	法人の職員	67百万円
			16,000円	1K		
	大阪府枚方市	昭和48年3月	13,000円	1K	法人の職員	13百万円
	大阪府枚方市	平成7年3月	11,500円	ワンルーム	看護学生	1,077百万円
	大阪府枚方市 (注5)	昭和47年3月	—	3DK	—	47百万円
	大阪府枚方市 (注5)	昭和48年3月	—	2DK	—	45百万円
	高知県高知市	昭和53年3月	16,730円	4DK	法人の職員	10百万円
	高知県高知市	昭和45年3月	3,790円	3DK	法人の職員	2百万円
	高知県高知市	昭和51年3月	18,430円	3DK	法人の職員	52百万円
22,120円			3DK			
18,200円			3DK			
21,830円			3DK			
高知県高知市	昭和49年3月	0円	1DK	—	14百万円	

(注) 1. 使用料及び入居者職業については、平成16年6月15日現在の状況を記載している。

2. 「入居者職業」欄については、「法人名」欄に記載した法人が宿舍を貸与している者の職業を記載しており、「法人の職員」とは同法人の職員である。

3. 建設費については、資料の保存期間が経過していることから、国有財産台帳に記載された竣工時の価格(建物、工作物及び立木竹の価格)を記載したものである。

4. 「入居者職業」欄が「—」である宿舍については、入居希望者がいない宿舍である。

5. 当該宿舍については、既に廃止している。

6. 当該宿舍の建設費については、当該宿舍の建物が看護専門学校との建物と一体となっていることから、建物全体の建設費の中から当該宿舍の建設費のみを区分して計上することは困難である。

別表第十二

法人名	設置場所	築年月	使用料（月額）	間取り	入居者職業	建設費	入居を希望する職員のうち入居可能な職員の割合
(財)厚生年金事業振興団	北海道札幌市	昭和46年11月	1,573円	ワンルーム	法人の職員	38百万円	宿舎に新たな空室が発生したときに入居希望者を募っていることから、調査時点において、入居希望者を把握していない。
	北海道札幌市	昭和46年11月	9,927円	3DK	法人の職員	42百万円	
			6,864円	3DK			
	北海道函館市	昭和49年2月	3,000円	2LDK	法人の職員	3百万円	
	青森県青森市	昭和57年2月	8,829円	2LDK	法人の職員	35百万円	
	青森県青森市	昭和56年12月	1,127円	ワンルーム	—	7百万円	
	青森県八戸市	平成10年3月	19,680円	3LDK	法人の職員	199百万円	
			13,203円	2LDK			
	岩手県胆沢郡金ヶ崎町	昭和55年10月	10,982円	3DK	法人の職員	2百万円	
	岩手県胆沢郡金ヶ崎町	昭和55年10月	5,665円	2DK	法人の職員	7百万円	
	宮城県黒川郡大和町	昭和50年12月	18,837円	3DK	法人の職員	26百万円	
			7,711円	3DK			
	宮城県仙台市	平成14年3月	23,712円	3LDK	法人の職員	212百万円	
	秋田県由利郡岩城町	昭和53年9月	17,388円	3LDK	法人の職員	118百万円	
			10,202円	3DK			
			5,820円	2DK			
			1,891円	ワンルーム			
	山形県山形市	昭和56年3月	7,107円	4DK	法人の職員	4百万円	
	山形県山形市	昭和56年3月	11,440円	3DK	法人の職員	44百万円	
			8,502円	3DK			
			2,076円	1K			
	福島県福島市	昭和39年3月	2,538円	2LK	—	1百万円	
		昭和43年3月	2,397円	3K		1百万円	
	茨城県日立市	昭和61年12月	15,642円	4DK	法人の職員	2百万円	
	茨城県日立市	昭和62年2月	14,773円	3DK	法人の職員	27百万円	
			9,594円	2DK			
	茨城県つくば市 (注5)	昭和48年3月	—	3DK	—	2百万円	
	栃木県宇都宮市	昭和58年3月	14,186円	3DK	法人の職員	62百万円	
			12,272円	2LDK			
			8,175円	2DK			
群馬県前橋市	昭和53年3月	11,315円	3DK	法人の職員	70百万円		
		7,711円	3DK				
		5,166円	1K				
		4,428円	1K				
		4,243円	1K				
群馬県前橋市	平成14年3月	22,880円	2LDK	法人の職員	103百万円		
群馬県桐生市 (注5)	昭和49年5月	—	3DK	—	2百万円		
埼玉県入間郡越生町	昭和55年3月	11,415円	3DK	法人の職員	7百万円		

法人名	設置場所	築年月	使用料（月額）	間取り	入居者職業	建設費	入居を希望する職員のうち入居可能な職員の割合
(財)厚生年金事業振興団	埼玉県入間郡越生町	昭和55年3月	12,272円	3DK	法人の職員	45百万円	宿舎に新たな空室が発生したときに入居希望者を募っていることから、調査時点において、入居希望者を把握していない。
			2,289円	ワンルーム			
	埼玉県坂戸市	昭和55年3月	12,064円	3DK	法人の職員	37百万円	
	千葉県千葉市	昭和53年3月	12,400円	3DK	—	18百万円	
	千葉県千葉市	昭和63年10月	12,799円	3DK	法人の職員	55百万円	
			4,347円	1DK			
	千葉県千葉市	平成7年1月	16,281円	3DK	法人の職員	333百万円	
			6,030円	1DK			
	千葉県千葉市 (注5)	昭和52年3月	—	3DK	—	2百万円	
	千葉県君津市	平成11年3月	19,680円	3LDK	法人の職員	113百万円	
	東京都東村山市	昭和58年3月	13,702円	3LDK	法人の職員	53百万円	
	東京都小平市	平成2年3月	5,625円	1K	法人の職員 社会保険庁職員	577百万円	
	東京都世田谷区	平成5年3月	28,128円	2LDK	法人の職員 社会保険庁職員	184百万円	
			9,168円	1DK			
	神奈川県綾瀬市	昭和49年12月	7,560円	3DK	法人の職員	6百万円	
	神奈川県鎌倉市	昭和51年3月	8,512円	3DK	法人の職員	5百万円	
	神奈川県相模原市	平成4年12月	17,984円	3LDK	法人の職員	408百万円	
	神奈川県足柄下郡湯河原町	昭和47年9月	7,029円	3LDK	法人の職員	4百万円	
	神奈川県足柄下郡真鶴町	昭和42年3月	3,150円	3DK	—	3百万円	
	新潟県新潟市	昭和51年3月	1,746円	ワンルーム	—	61百万円	
	新潟県新潟市	昭和51年3月	13,524円	3DK	法人の職員	36百万円	
	新潟県新潟市	昭和54年3月	11,130円	2DK	法人の職員	34百万円	
	新潟県村上市	昭和48年3月	3,050円	2LDK	法人の職員	2百万円	
	富山県上新川郡大山町	平成元年3月	14,070円	3DK	法人の職員	71百万円	
			9,225円	2DK			
	富山県中新川郡上市町	平成11年3月	16,000円	3LDK	法人の職員	(注6) 9百万円	
	石川県金沢市	昭和52年3月	20,790円	3LDK	法人の職員	28百万円	
			17,018円	3LDK			
			15,008円	3LDK			
			13,835円	3LDK			
12,897円			3LDK				
2,214円	ワンルーム						
石川県金沢市	昭和52年3月	10,574円	3LDK	法人の職員	24百万円		
福井県福井市	昭和57年12月	12,064円	3DK	法人の職員	56百万円		
		11,856円	3DK				
福井県福井市	昭和59年3月	15,642円	4DK	法人の職員	2百万円		
福井県敦賀市	昭和62年3月	15,008円	3DK	法人の職員	34百万円		
福井県敦賀市	昭和62年3月	15,642円	3DK	法人の職員	2百万円		
福井県鯖江市	昭和50年9月	4,526円	2DK	法人の職員	2百万円		

法人名	設置場所	築年月	使用料（月額）	間取り	入居者職業	建設費	入居を希望する職員のうち入居可能な職員の割合
(財) 厚生年金事業振興団	山梨県甲府市	昭和60年3月	14,773円	3DK	法人の職員	64百万円	宿舎に新たな空室が発生したときに入居希望者を募っていることから、調査時点において、入居希望者を把握していない。
			9,040円	2DK			
	長野県長野市	昭和61年3月	14,773円	3DK	法人の職員	188百万円	
			9,040円	2DK			
	長野県松本市	平成元年3月	17,018円	3DK	法人の職員	89百万円	
			13,366円	2DK			
	長野県佐久市	平成14年3月	26,339円	2DK	法人の職員	202百万円	
	岐阜県岐阜市	昭和58年2月	7,107円	3DK	法人の職員	2百万円	
	岐阜県岐阜市	昭和59年3月	12,064円	3DK	法人の職員	59百万円	
	静岡県熱海市	昭和44年3月	4,230円	2DK	法人の職員	12百万円	
			1,057円	ワンルーム			
	静岡県熱海市	昭和53年3月	10,202円	3DK	法人の職員	119百万円	
			1,746円	ワンルーム			
	静岡県沼津市	昭和58年3月	11,415円	4DK	法人の職員	10百万円	
	静岡県沼津市	昭和58年3月	12,480円	3DK	法人の職員	77百万円	
			7,848円	2DK			
	静岡県浜松市	平成11年3月	19,680円	3DK	法人の職員	163百万円	
	静岡県熱海市	昭和63年3月	15,008円	3LDK	法人の職員	93百万円	
			17,835円	2LDK			
			9,040円	2LDK			
			8,557円	1DK			
	愛知県愛知郡長久手町	昭和55年3月	8,665円	3K	法人の職員	155百万円	
			1,789円	1K			
	愛知県岡崎市	平成14年3月	23,712円	2LDK	法人の職員 社会保険庁職員	263百万円	
			8,642円	1K			
	三重県伊勢市	昭和54年3月	19,078円	4DK	法人の職員	23百万円	
			10,944円	3DK			
			10,759円	3DK			
	三重県上野市	平成10年3月	19,680円	3LDK	法人の職員	159百万円	
	三重県桑名郡長島町	昭和49年8月	4,088円	3LDK	法人の職員	1百万円	
三重県桑名郡長島町	昭和51年3月	4,088円	3LDK	法人の職員	1百万円		
滋賀県近江八幡市	昭和61年1月	15,008円	3DK	法人の職員	60百万円		
		9,040円	2K				
京都府相楽郡精華町	平成元年3月	16,616円	3DK	法人の職員	70百万円		
		11,024円	2DK				
大阪府大阪市	昭和42年2月	16,281円	3K	法人の職員	37百万円		
大阪府大阪市	昭和43年3月	4,522円	ワンルーム	法人の職員	32百万円		
大阪府堺市	昭和43年2月	9,423円	3DK	法人の職員	15百万円		
大阪府堺市	昭和43年2月	9,423円	3DK	法人の職員	8百万円		
大阪府堺市	平成10年3月	23,360円	3LDK	法人の職員	127百万円		

法人名	設置場所	築年月	使用料（月額）	間取り	入居者職業	建設費	入居を希望する職員のうち入居可能な職員の割合
(財)厚生年金事業振興団	兵庫県姫路市	昭和48年3月	3,720円	3DK	法人の職員	2百万円	宿舎に新たな空室が発生したときに入居希望者を募っていることから、調査時点において、入居希望者を把握していない。
	奈良県生駒郡斑鳩町	昭和61年3月	9,504円	3LDK	法人の職員	2百万円	
	和歌山県和歌山市	平成10年3月	20,512円	3DK	法人の職員	145百万円	
			12,617円	2DK			
	和歌山県田辺市	昭和58年3月	6,592円	3K	法人の職員	1百万円	
	鳥取県鳥取市	平成2年3月	16,348円	3DK	法人の職員	107百万円	
			10,388円	2DK			
	鳥取県東伯郡東郷町	昭和43年3月	3,200円	2DK	—	2百万円	
	島根県出雲市	昭和57年3月	8,829円	3K	法人の職員	69百万円	
	島根県出雲市	昭和57年3月	8,338円	2DK	—	49百万円	
			3,433円	ワンルーム			
	岡山県総社市	昭和55年3月	21,132円	4DK	法人の職員	47百万円	
			12,272円	3DK			
			8,829円	3DK			
			2,125円	ワンルーム			
	岡山県倉敷市	平成14年3月	21,450円	3DK	法人の職員	213百万円	
	岡山県岡山市 (注5)	昭和48年7月	—	2DK	—	4百万円	
	広島県広島市	昭和60年10月	15,840円	3DK	法人の職員	99百万円	
			9,677円	2DK			
	広島県広島市	昭和62年3月	15,840円	3DK	法人の職員	38百万円	
	広島県福山市	平成11年3月	19,680円	3DK	法人の職員	180百万円	
	広島県佐伯郡大野町 (注5)	昭和37年7月	—	3K	—	1百万円	
	山口県宇部市	昭和57年3月	25,520円	4DK	法人の職員	5百万円	
	山口県宇部市	昭和57年3月	12,272円	3DK	法人の職員	21百万円	
	山口県宇部市	昭和57年3月	2,289円	ワンルーム	法人の職員	28百万円	
	山口県萩市	平成3年3月	12,032円	3DK	法人の職員	3百万円	
	徳島県徳島市	昭和55年2月	11,648円	3DK	法人の職員	52百万円	
	香川県高松市	昭和62年3月	15,008円	3DK	法人の職員	190百万円	
			9,040円	2DK			
	香川県高松市 (注5)	昭和57年3月	—	3K	—	10百万円	
	香川県木田郡三木町	平成14年3月	22,880円	3DK	法人の職員	175百万円	
	愛媛県松山市	昭和56年3月	21,132円	4DK	法人の職員	4百万円	
	愛媛県松山市	昭和56年3月	13,104円	3DK	法人の職員	16百万円	
11,648円			3DK				
高知県高知市	昭和61年2月	15,642円	3LDK	法人の職員	13百万円		
高知県高知市	昭和61年3月	15,008円	3DK	法人の職員	75百万円		
		9,225円	2DK				
福岡県北九州市	昭和59年3月	14,144円	3DK	法人の職員	116百万円		
福岡県北九州市	昭和59年3月	14,144円	3DK	法人の職員	89百万円		
福岡県北九州市	昭和59年3月	8,648円	2DK	法人の職員	123百万円		
福岡県北九州市	平成8年3月	13,132円	2K	法人の職員	14百万円		

法人名	設置場所	築年月	使用料(月額)	間取り	入居者職業	建設費	入居を希望する職員のうち入居可能な職員の割合
(財)厚生年金事業振興団	福岡県宗像郡福岡町	昭和48年3月	17,272円	3K	法人の職員	6百万円	宿舎に新たな空室が発生したときに入居希望者を募っていることから、調査時点において、入居希望者を把握していない。
			13,601円	3K			
	福岡県宗像郡福岡町	昭和47年3月	2,538円	3K	—	2百万円	
	福岡県宗像郡福岡町	昭和47年3月	2,850円	3DK	—	2百万円	
	福岡県宗像郡福岡町	昭和47年3月	3,150円	4DK	法人の職員	3百万円	
	佐賀県武雄市	平成11年3月	15,500円	2DK	法人の職員	(注7) 14百万円	
	佐賀県伊万里市	昭和58年9月	13,840円	4DK	法人の職員	14百万円	
	佐賀県伊万里市	昭和58年9月	12,272円	3DK	法人の職員	87百万円	
			6,703円	2DK			
	長崎県南高来郡小浜町	平成9年3月	19,680円	3DK	法人の職員	50百万円	
	長崎県長崎市	昭和61年3月	15,840円	3DK	法人の職員	72百万円	
			9,677円	2DK			
	熊本県熊本市	昭和54年2月	10,944円	3DK	法人の職員	25百万円	
	熊本県熊本市	昭和51年3月	8,295円	4DK	法人の職員	2百万円	
			4,818円	4DK			
	熊本県熊本市	昭和50年3月	2,037円	ワンルーム	法人の職員	51百万円	
	大分県別府市	昭和60年3月	5,865円	3K	法人の職員	5百万円	
	大分県速見郡日出町	平成元年3月	14,070円	3DK	法人の職員	68百万円	
			9,225円	2DK			
	大分県大分郡湯布院町	昭和62年12月	8,761円	3DK	法人の職員	6百万円	
	宮崎県宮崎市	昭和62年1月	15,008円	3DK	法人の職員	74百万円	
			9,040円	2DK			
	宮崎県都城市	平成14年3月	15,903円	3K	法人の職員	106百万円	
	宮崎県南那珂郡北郷町	昭和54年3月	4,672円	4K	法人の職員	1百万円	
	鹿児島県姶良郡姶良町	昭和59年3月	11,856円	3K	法人の職員	57百万円	
			8,125円	2K			
	鹿児島県姶良郡姶良町	昭和59年2月	11,415円	3DK	法人の職員	9百万円	
沖縄県島尻郡南風原町	昭和57年3月	8,665円	3LDK	法人の職員	20百万円		
沖縄県浦添市	昭和54年6月	12,896円	3LDK	—	5百万円		
(社)全国国民年金福祉協会連合会	埼玉県春日部市	平成7年11月	18,758円	3DK	法人の職員	145百万円	100%
			5,624円	1K			
	東京都町田市	昭和54年3月	22,952円	3LDK	法人の職員	181百万円	100%
			22,046円	3LDK			
			21,744円	3LDK			
			10,300円	2LDK			
			8,259円	2DK			
	5,292円	1DK					
	東京都町田市	昭和54年3月	23,556円	4DK	法人の職員 元社会保険庁職員	66百万円	100%
	静岡県藤枝市	昭和63年3月	15,840円	3LDK	法人の職員	100百万円	100%
6,240円			1K				

法人名	設置場所	築年月	使用料（月額）	間取り	入居者職業	建設費	入居を希望する職員のうち入居可能な職員の割合
(社) 全国国民年金福祉協会連合会	京都府京都市	昭和59年2月	16,992円	3DK	法人の職員	53百万円	100%
			4,189円	1K			
	京都府京都市	平成10年2月	23,360円	3DK	法人の職員	79百万円	100%
	熊本県上益城郡益城町	平成10年3月	22,208円	3LDK	法人の職員	83百万円	100%
9,936円			1K				
(財) 北海道国民年金福祉協会	北海道岩内郡岩内町	昭和53年3月	0円	2LDK	—	15百万円	—
	北海道岩内郡岩内町	昭和60年11月	0円	3LDK	法人の職員	8百万円	100%
	北海道岩内郡岩内町	昭和60年11月	6,000円	3LDK	法人の職員	19百万円	100%
			4,740円	1LDK			
	北海道阿寒郡鶴居村	昭和57年12月	0円	3LDK	法人の職員	9百万円	100%
	北海道阿寒郡鶴居村	昭和58年9月	14,350円	3LDK	法人の職員	17百万円	100%
	北海道阿寒郡鶴居村	昭和58年9月	5,740円	1LDK	法人の職員	12百万円	60%
北海道樺戸郡新十津川町	平成2年3月	25,156円	3LDK	法人の職員	94百万円	100%	
(財) 岩手県国民年金福祉協会	岩手県花巻市	昭和55年8月	0円	3LDK	法人の職員	3百万円	100%
	岩手県花巻市	昭和55年8月	0円	3LDK	法人の職員	2百万円	100%
	岩手県盛岡市	平成6年2月	0円	3LDK	法人の職員	25百万円	100%
(財) 宮城県国民年金福祉協会	宮城県志田郡鹿島台町	昭和60年3月	0円	3DK	法人の職員	10百万円	100%
(財) 栃木県国民年金福祉協会	栃木県塩谷郡喜連川町	昭和60年3月	13,953円	3DK	法人の職員	9百万円	100%
(財) 群馬県国民年金福祉協会	群馬県吾妻郡草津町	平成5年3月	20,060円	2LDK	法人の職員	23百万円	100%
	群馬県吾妻郡草津町	平成元年3月	17,956円	2DK	法人の職員	61百万円	100%
6,210円			ワンルーム				
(財) 埼玉県国民年金福祉協会	埼玉県川越市	昭和56年3月	10,000円	3DK	法人の職員	14百万円	33%
(財) 千葉県国民年金福祉協会	千葉県夷隅郡岬町	平成5年3月	19,157円	3DK	—	6百万円	—
(財) 新潟県国民年金福祉協会	新潟県北魚沼郡湯之谷村	平成4年3月	15,000円	2DK	法人の職員	74百万円	100%
			5,000円	1K			
(財) 石川県国民年金福祉協会	石川県羽咋郡志雄町	昭和51年3月	0円	3LDK	—	2百万円	—
(財) 山梨県国民年金福祉協会	山梨県東山梨郡春日居町	昭和59年3月	12,000円	3DK	—	3百万円	—
(財) 長野県国民年金福祉協会	長野県小諸市	昭和58年8月	4,800円	2DK	法人の職員	5百万円	100%
	長野県下伊那郡阿智村	平成3年3月	10,600円	2LDK	法人の職員	78百万円	100%
	長野県下伊那郡阿智村	平成3年3月	15,000円	2LDK	法人の職員	19百万円	100%
(財) 三重県国民年金福祉協会	三重県志摩郡浜島町	平成3年3月	9,451円	3DK	法人の職員	4百万円	100%
(財) 大阪府国民年金福祉協会	大阪府柏原市	平成4年3月	6,700円	3K	法人の職員	68百万円	100%
			6,500円	3K			
			3,300円	1K			
			3,200円	1K			
	大阪府阪南市	平成8年3月	6,500円	2K	法人の職員	34百万円	100%
3,200円			1K				
(財) 奈良県国民年金福祉協会	奈良県桜井市	昭和57年7月	2,000円	3DK	法人の職員	2百万円	100%
(財) 和歌山県国民年金福祉協会	和歌山県東牟婁郡智勝浦町	平成8年11月	6,000円	3LDK	法人の職員	29百万円	100%
			4,000円	2LDK			
			3,000円	1DK			

法人名	設置場所	築年月	使用料（月額）	間取り	入居者職業	建設費	入居を希望する職員のうち入居可能な職員の割合
(財) 鳥取県国民年金福祉協会	鳥取県鳥取市	昭和51年7月	0円	2DK	—	3百万円	—
(財) 岡山県国民年金福祉協会	岡山県倉敷市	昭和51年3月	5,850円	2DK	—	3百万円	—
(財) 山口県国民年金福祉協会	山口県下関市	平成2年3月	10,000円	3DK	—	3百万円	—
(財) 愛媛県国民年金福祉協会	愛媛県宇和島市	平成10年2月	12,958円	2DK	法人の職員	8百万円	100%
(財) 高知県国民年金福祉協会	高知県中村市	昭和61年8月	10,647円	2LDK	—	8百万円	—
(財) 熊本県国民年金福祉協会	熊本県葦北郡芦北町	昭和54年3月	0円	3DK	—	4百万円	—
(財) 鹿児島県国民年金福祉協会	鹿児島県垂水市	昭和54年3月	10,000円	4DK	—	14百万円	—
			5,000円	1K			

- (注) 1. 使用料、入居者職業及び入居を希望する職員のうち入居可能な職員の割合については、平成16年6月15日現在の状況を記載している。
2. 「入居者職業」欄については、「法人名」欄に記載した法人が宿舍を貸与している者の職業を記載しており、「法人の職員」とは同法人の職員である。
3. 建設費については、築年月が平成9年度以前の宿舍にあっては、資料の保存期間が経過していることから、国有財産台帳に記載された竣工時の価格（建物、工作物及び立木竹の価格、以下同じ）を記載したものであり、築年月が平成10年度以降の宿舍にあっては、契約金額を記載したものである。
4. 「入居者職業」欄が「—」である宿舍については、入居希望者がいない宿舍である。
5. 当該宿舍については、既に廃止している。
6. 当該宿舍の建設費については、当該宿舍に係る工事が厚生年金ハートピア富山つぎの工事と一体となっていることから、全体の契約金額の中から当該宿舍の契約金額のみを区分して計上することは困難であるため、国有財産台帳に記載された竣工時の価格を記載している。
7. 当該宿舍の建設費については、当該宿舍に係る工事が厚生年金ハートピア武雄の工事と一体となっていることから、全体の契約金額の中から当該宿舍の契約金額のみを区分して計上することは困難であるため、国有財産台帳に記載された竣工時の価格を記載している。

別表第十三

設置場所	築年月	使用料(月額)	間取り	入居者職業	建設費	入居を希望する職員のうち入居可能な職員の割合
神奈川県横浜市	昭和45年3月	5,940円	2DK	年金資金運用基金職員	16百万円	100%
神奈川県横浜市	昭和47年3月	5,940円	2DK	年金資金運用基金職員	14百万円	100%
千葉県柏市	昭和51年8月	4,480円	2DK	年金資金運用基金職員	91百万円	100%
		7,860円	3DK			
千葉県市川市	昭和52年3月	8,800円	3DK	年金資金運用基金職員	144百万円	100%

(注) 使用料は、平成15年3月末現在における月額である。

別表第十四

法人名	保養基地名	設置場所	築年月	使用料 (月額)	間取り	入居者職業	建設費	入居を希望する職員のうち入居可能な職員の割合
財団法人年金保養協会	大沼基地	北海道茅部郡森町	平成7年11月	3,990円	1DK	法人職員	91万円	100%
		北海道茅部郡七飯町	平成7年12月	19,600円	3LDK	法人職員	168万円	100%
財団法人グリーンピア田老	田老基地	岩手県下閉伊郡田老町	昭和60年4月	4,000円	1間 (N・ストイ共同)	法人職員	56万円	100%
財団法人グリーンピア岩沼	南東北基地 (岩沼地区)	宮城県岩沼市北長谷	昭和63年4月	—	3DK	法人職員	9万円	—
		宮城県岩沼市北長谷	平成6年4月	—	3DK及び1DK	法人職員	80万円	—
株式会社グリーンピア二本松	南東北基地 (二本松地区)	福島県二本松市上葉木	昭和63年4月	—	1DK	法人職員	17万円	—
財団法人年金保養協会	津南基地	新潟県中魚沼郡津南町	昭和60年12月	2,740円	1間 (N・ストイ共同)	法人職員	63万円	100%
		新潟県中魚沼郡津南町	昭和60年12月	10,760円	3DK	法人職員	144万円	100%
		新潟県中魚沼郡津南町	平成6年7月	3,821円	1K	法人職員	132万円	100% (冬期50%)
財団法人年金保養協会	三木基地	兵庫県三木市細川町	昭和55年7月	15,407円	3DK	法人職員	47万円	100%
		兵庫県三木市細川町	昭和55年7月	15,407円	3DK	法人職員	47万円	100%
		兵庫県三木市細川町	昭和55年7月	15,407円	3DK	法人職員	46万円	100%
		兵庫県三木市細川町	昭和55年7月	2,729円	1間 (N・ストイ共同)	法人職員	74万円	100%
		兵庫県三木市細川町	昭和58年3月	2,729円	1間 (N・ストイ共同)	法人職員	60万円	100%
財団法人グリーンピア南紀	紀南基地	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町	昭和61年4月	—	3LDK	法人職員	41万円	—
		和歌山県東牟婁郡那智勝浦町	昭和61年4月	—	3LDK	法人職員	27万円	—
		和歌山県東牟婁郡那智勝浦町	平成6年7月	—	1K	法人職員	210万円	—
株式会社グリーンピア安浦	安浦基地	広島県豊田郡安浦町	昭和60年4月	4,000円	1K	法人職員	27万円	100%
株式会社リゾート・コンベンション企画	横浜基地	高知県須崎市浦の内	昭和62年10月	3DK 12,000円 1K 4,000円	3DK及び1K	法人職員 法人職員	45万円	100%
株式会社グリーンピア八女	北九州基地 (八女地区)	福岡県八女郡黒木町	昭和61年7月	3,000円	1K	法人職員	34万円	100%
株式会社グリーンピア南阿蘇	北九州基地 (久木野地区)	熊本県阿蘇郡久木野村	平成6年7月	—	2K及び1K	法人職員	38万円	—
財団法人年金保養協会	指宿基地	鹿児島県指宿市東方	昭和60年4月	—	1K	法人職員	46万円	—
		鹿児島県指宿市東方	昭和60年4月	—	2LDK	法人職員	12万円	—
		鹿児島県指宿市東方	昭和60年4月	—	2LDK	法人職員	12万円	—

(注) 1. 使用料は平成15年3月末現在における月額である。

2. 指宿基地は平成14年5月31日、南東北基地(二本松地区)は平成14年6月30日、南東北基地(岩沼地区)及び紀南基地は平成15年3月31日、北九州基地(久木野地区)は平成15年5月31日、横浜基地は平成16年3月31日に、それぞれ運営を停止しており、既に従業員宿舎として用いていない。

3. 南東北基地(岩沼地区)、南東北基地(二本松地区)、紀南基地、北九州基地(久木野地区)及び指宿基地の宿舎の使用料及び入居を希望する職員のうち入居可能な職員の割合については、年金資金運用基金において、各保養基地の運営の委託を受けた団体の協力を得て調査を行ったところ、保養基地の運営停止に伴う団体の解散等により資料が残っておらず、お示しできないとの報告を得ている。